



森一美

労  
災

保  
険

## これつて業務上?

やない。何を悩んでるの?

「この前、労災保険の質問があつてね。会社の昼休みに喫煙場所へ行く途中に転んだ人からの問い合わせだつたんだ。

「会社で怪我をしたんですけど、業務上と認められれば、労災保険が使えるんですよね?」と質問を受けた監督署に勤務する労太君。話を聞いていくうちにわからなくなってしましました。次の日曜日に喫茶店でお茶を飲んでいると、協子さんがやつきました。

「労太、タバコ吸つてる。禁煙したんじゃないの?」「うーん、チョット考え事してたら、つい吸っちゃつて」「浮かない顔してるじ

する災害は原則として業務上とは認められないんだ。トイレに行くとか、水を飲みに行くといった

「そう思つただけどね。とか、会社の施設の欠陥が原因で発生した災害は業務上と認められるんだから、労災保険が使えますか」と聞かれたんだけど、考えていくうちにわからなくなつてしまつて

「会社の中で転んだんじやないの?」「僕も最初は単純にそう思つたんだけどね。労働者が自由に過ごすことができる昼休みにタバコを吸いに行くときの災害を、業務に起因すると認めていいのか悩んじゃつてね」

「昼休みに生じた災害を業務上として認める要件はあるの?」「昼休みの私的行為に

ているように思うわ。労働者を保護するんだから、その考え方でいいんじやないの?

「そう思つただけどね。労災保険で業務上と認めると事業主に解雇制限などの労働基準法上の規定が適用されるから、納得してもらえるかなと心配する時もあるのさ」

「へーえ、そうなんだ。私はタバコが大嫌いだから、タバコを吸いに行くのは生理的な行為だとと思わないけどね」

「ネットで検索すると、昼休みに会社内を歩いていて災害にあつた場合は業務上と認められる」と書いてある記事もあつてさ。

さて、どう思われたで組合課長)

（元労働保険適用・事務組合課長）  
「吸っている方は、健康のためにも禁煙をされはいかがでしょうか。（元労働保険適用・事務組合課長）

しあわせですか? 会社における昼休み災害について、労働者の故意又は恣意行為がなければ業務上と認められるケースが多いと思われます。



### 名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係(方面)

(052) 961-8653

安全衛生係(安全衛生課)

(052) 961-8654

労災保険係(労災課)

(052) 961-8655